参　与　　委員の皆様、あけましておめでとうございます。
本年も何とぞ事務局並びに分室一同、よろしくお願い申し上げます。
欠席の届け出が１５番、田村誠市委員から出ておりますので、議案書２４ページの議案番号１１番については一般案件として取り扱いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。
また、伊藤又エ門委員がちょっと遅れているようでございますけれども、定刻になりましたので、ただいまから第７回農業委員会総会を開催いたします。

（午前９時３０分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　どうもありがとうございました。
それでは、会議に先立ち、出席委員数を報告させていただきます。
欠席の届け出が、先ほど申しましたように１５番、田村誠市委員から届いております。また、伊藤又エ門委員が多少遅れているようでございます。
ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
また、今回の農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、担当の農地利用最適化推進委員５名の方々も出席をいただいております。
それでは私から、１２月７日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております平成３０年１月総会までの業務報告書をごらんいただきたいと思います。
１２月７日には、第６回農業委員会総会を委員２３名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。
１２月４日には、秋田県ＪＡビルにおいて農業者年金業務担当者会議が開催され、事務局が出席しております。
１２月１８日には、秋田県農業会議の第２１回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長、事務局が出席しております。内容につきましては、農地法４条、５条の諮問に係る審議でございます。
１２月２２日には、大仙市農業再生協議会総会が大曲庁舎で開催され、会長が出席しております。内容につきましては、先ほど会長の挨拶にございましたとおりでございます。
また、同日午後から県南地区農業委員会会長会臨時総会がプラザたつみで開催され、会長、事務局が出席しております。内容については、仙北市が新しい農業委員会体制になり会長が交代したことにより、秋田県農業会議の常設審議委員会の候補者を推薦しなければならないため、臨時総会を開催したものでございます。
１２月２５日には、農用地利用調整会議が神岡支所情報活動室において、会長、推進委員６名の出席をいただいて開催し、今回上程する農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件について審議をいただいております。
１２月２６日には、ＮＯＳＡＩ秋田組合仙北支所において収入保険制度に係る説明会が開催され、事務局が出席しております。
以上、主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１３番、石山礼蔵委員、１４番、判田勝補委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年１月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１ページ、１番及び２番について関連がありますので、一括で説明させていただきます。
両案件とも売買による所有権移転です。
１番です。
移転する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○ほか田１筆、畑１筆、計３筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、６８歳。
次に、２番です。
移転する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○○、地目は田、○○○○○○○○○○○○○、ほか１筆、計２筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６８歳です。
１番、２番ともに譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、８３歳です。
申請理由といたしまして、１番の○○○○は農業廃止するため、自作地の処分を検討しておりました。また、２番の○○○○は高齢のため、経営規模の縮小を検討しておりました。そこで、農地の近隣に住んでいる○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものであります。
売買価格は両案件とも総額で○○○○○となっております。１０アール当たりで割り返しますと１番が約○○○○○○○○○○、２番が約○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、８ページ、８番をごらんください。
売買における所有権移転で、農地の所在は大仙市大沢郷宿○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○の１筆です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○、譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、７０歳です。
申請理由といたしましては、当該農地の隣接地を耕作する○○○○○○○が○○○○○○○○○○○○○○に買い受けの申し出をしたところ、○○○○○○が買い手に応じたものです。
売買価格は○○○○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○○です。売買価格が低いのは、当該農地が水害の被害を受けやすい等のためです。

次に、１１ページから１２ページの１４番を説明します。
所有権無償移転する農地は、太田町国見字○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○○、ほか８筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
理由は○○○○が高齢のため、娘である○○○○に贈与するものであります。

１３ページから１４ページ、１６番をごらんください。
使用貸借の更新です。
農地の所在が協和小種○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○、ほか田２筆、畑６筆、計９筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８０歳。借受人は同住所、○○○○○、５２歳です。
申請理由は経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

続きまして、１４ページの１７番をごらんください。
売買による所有権移転です。
所有権を移転したい農地は大仙市南外○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５７歳。譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６９歳。
申し出理由といたしまして、○○○○が農業廃止のため、近隣を耕作する○○○○に売買の相談を申し出、経営規模の拡大を予定していた○○○○がこれに応じてくれたものです。
なお、○○○○はこのほかにも田４筆を所有していますが、経営基盤強化法の所有権移転として、この総会に上程しております。この筆のみ農業振興区域外であることから、３条での売買申請となっております。
売買価格につきましては、総額で○○○、１０アール当たり割り返しますと○○○○○○○○○となっております。売買単価が低くなっておりますが、当該農地はここ数年間、作付けをしておらず、自己保全地になっているため、両者との価格で合意したものです。

続きまして、１８番をごらんください。
農地の所在は大仙市堀見内○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○、ほか田３筆、合計面積○○○○○○○○です。
親子間の贈与による所有権移転です。譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、５８歳。譲受人は同住所の○○○○○○、３２歳です。
理由といたしましては、○○○○○○は新規就農者で自作地の拡大が必要なことから、養父から所有農地の一部を贈与してもらうことになったものです。

議案第１号について、今説明いたしました７件のほかに、所有移転の無償移転５件、賃借権設定の新規２件、使用貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の更新２件がございます。
１５ページから１６ページの農地法第３条の調査書をごらんください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
渡邊委員。

渡邊委員　　渡邊です。
１３ページの番号１５ですか、長野の方のあれですけれども、新規就農者と書いてあるんですが、５反１畝これはすばらしいことだと思います。こういったところ、いわゆる３条の説明案件の中で、この取り扱い、親子間の賃貸借等の更新だけであれば

それは、それも当然のことだと思いますけれども、実はこういった１５番の案件のようなものはどうか詳しく、そして、若いものが農業にこれから励むんだといった支援を出すのであったらば、こういったところを、何というかな、皆さんに広く紹介したほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。
よろしくお願いします。

参　与　　渡邊委員のご質問ですけれども、これは総会の前に農地の検討会、総会で議案する職員の検討会がありますので、そこの段階で今、渡邊委員のご意見を反映しながら、今後努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年1月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１７ページ、１番でございます。
位置図及び配置図につきましては、資料の１ページと２ページをごらんください。
贈与による所有権移転を受け、雪捨て場とするものでございます。
転用する農地が大曲○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○、１筆です。
譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、譲受人が○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○です。
理由といたしましては、譲受人の○○○○の住宅敷地が狭く、冬期間の排雪に苦慮しているため、当該地を譲り受けるものでございます。なお、贈与になった理由につきましては、申請地を長年にわたり、○○○○が草刈りなどの管理をしてきたこと、また、将来的に○○○○以外に使いようのない土地であることから、贈与にするということになったものでございます。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、都市計画法第８条第１項１号に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号ロ（１）において第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。
案件１番についてお願いします。

渡邊委員　　お世話さまです。
資料を見ればわかる、わかりづらいかもしれませんが、ちょうど左上のほうに大農のグラウンドがあるところです。このように雄物川の堤防と宅地の、いわば残地みたいなところですので、事務局がおっしゃったように何ら問題がないと解釈いたします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３０年１月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○、○○○○○○○及び○○○、○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○及び○○○○の退席を求めます。
（○○　○○○○○○○　○○○　○○○○○○○○　退席）

参　与

２３ページ、９番を説明いたします。
利用権を設定する農地が長野字○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、ほか３筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、利用権の設定を受ける方は○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。

理由は期間満了により更新するものであります。設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。
本案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○　○○○○○○　入場）

議　長　議案第３号１０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、引き続き、○○○○の退席を求めます。

参　与

１０番を説明いたします。
利用権を設定する農地が長野○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○、ほか１筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、これまで作業従事委託していたものを新たに利用権設定するものであります。設定期間は３年、賃借料は○○○○○となっております。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１０番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○　○○○○○○○　入場）

議　長　議案第３号１２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○　○○○○○○　退席）

参　与

２４ページ、１２番の説明をいたします。
利用権の更新です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町駒場○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○、ほか３筆、計、田４筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５６歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、３６歳です。
申請理由は、期間満了に伴う更新で、設定期間は１０年。１０アール当たりの賃借料は○○○○○○○○となっております。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１２番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○　○○○○○○　入場）

議　長　次に、議案第３号１番から８番及び１１番並びに１３番から１６０番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

１番についてご説明いたします。
１８ページをごらんください。
所有権を移転する農用地は、大曲○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。

所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、４９歳、認定農業者です。
申請理由は、○○○○の隣接地を耕作する○○○○が規模拡大を図るため、○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が売り渡しに応じたものでございます。
売買価格は総額で○○○○、１０アール当たりでは○○○○○○○○○でございます。

続きまして、３番についてご説明いたします。
所有権を移転する農用地が、神宮寺○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○、ほか田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○でございます。
所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○。
所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○、５７歳、認定農業法人でございます。
理由につきましては、昨年、利用権設定により借り受けていた方が亡くなりまして、昨年秋、刈り取り後に合意解約で農地を返還されましたが、○○○○は今後も自作する意思がないことから、権利を、耕作する○○○○○○○○○○○に売買の相談をしたところ、買い受けに応じたものでございます。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額で○○○○○○○○○でございます。

続きまして、１９ページの４番をごらんください。
所有権を移転する農地が、大仙市大巻○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○、ほか田２１筆、合計○○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転するのは、○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、７４歳です。
所有権の移転を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、２９歳、新規認定就農者です。
申請理由は、負債整理によるもので、近隣を耕作する○○○○がこれを買い受けるものです。
売買価格は、総額○○○○○○○○○○、１０アール当たり○○○○です。

２１ページ、５番を説明します。
所有権を移転する農地は、鑓見内○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由は、○○○○は相続により当該地を取得しましたが、自宅から遠く管理できないことから、売却を希望し、買い受け者を探していたところ、近隣で規模拡大を図る○○○○○が買い受けに応じたものであります。
売買価格は総額○○○○、１０アール当たり換算で○○○○であります。

同じく２１ページ、６番をごらんください。
所有権を移転したい農地は、大仙市南外○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○、ほか田３筆、合計田４筆、○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５７歳。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６９歳です。
理由といたしまして、３条の１７番でも説明しましたとおり、○○○○が農業廃止のため、近隣を耕作する○○○○に売買の相談を申し出、経営規模の拡大を予定していた○○○○がこれに応じてくれたものです。
売買価格につきましては、総額○○○とし、１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○○となります。売買単価が低くなっておりますが、当該農地は圃場の条件が余りよくないことから、両者この価格で合意したものです。

２２ページの８番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市堀見内○○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○

○○１筆です。
所有権を移転する方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人、秋田県農業公社です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６３歳、認定農業者の方です。
売買価格は○○○○○○○○○○○で、１０アール当たり単価は○○○○です。
理由といたしましては、○○○○が公社から借り受けた農地を３耕作後に買い受けるものです。なお、売買価格には農地賃借料の２分の１が還元されています。

７５ページ、１００番と７６ページ、１０１番について、関連がありますので、一括で説明いたします。
どちらも新規の利用権設定です。
１００番です。
利用権を設定する農地は、協和船岡○○○○○○○○○○、地目は田、面積２，０００平方メートル、ほか田３筆、計４筆、面積○○○○○○○○○○○。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８１歳です。

次に、１０１番です。
利用権を設定する農地は、協和船岡○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○、ほか田４筆、計５筆、面積○○○○○○○○○○○。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、６５歳です。
利用権の設定を受ける方は、両案件とも○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、３２歳です。
申請理由といたしまして、○○○○○○と○○○○○はこれまでほかの方に耕作をお願いしておりましたが、農地が返還されたため、近隣を耕作する○○○○○○と新たに契約するものです。
両案件とも設定期間が１０年、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○です。

９１ページ、１２８番の説明をいたします。
新規の利用権の設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町駒場○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○、ほか３筆、計が４筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、６８歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、当該農地は別の方と契約しておりましたが、返還されたため、近隣を耕作する○○○に耕作をお願いし、○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○となっております。

１０２ページ、１４２番から１６０番までを説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人、秋田県農業公社です。
案件の詳細な内容につきましては、農地中間管理事業、秋田県農業公社借り受け案件という別冊を作成いたしましたので、そちらをごらんください。
内容につきましては、総括的な説明にさせていただきます。
利用権を設定する農地は１４２番の大仙市土川○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○、ほか田が１１８筆、○○○○○○○○○○○○○○○○、畑が４筆、○○○○○○○○○○、合計１２３筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、１４２番の○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○をはじめ１８名の方で、地域農業の集団化への協力及び兼業や高齢による労力不足のため、貸し付けを希望している方です。

設定期間は１０年２カ月となっており、こちらにつきましては、中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定をするとき、秋田県の農用地利用配分計画の公告行為により貸し付けされるため、そのタイムラグがあるため、この期間となっております。

１０アール当たり賃借料につきましては、田については○○○○○○から○○○の幅がございます。畑につきましては、今回は４筆とも使用貸借となっております。

なお、１件ごとの詳細につきましては、申しわけありませんけれども、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号１番から８番及び１１番並びに１３番から１６０番まで、今、説明いたしました２８件のほかに、所有権移転２件、賃貸借権設定の新規４４件、賃貸借権設定の更新７１件、賃貸借権の移転９件、賃貸借権転貸１件、使用貸借権設定の新規２件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり２番が○○○○、７番が○○○○でございます。これは各地域の圃場の状況及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明案件を除き、田が○○○○○○から○○○と幅があり、小字では使用貸借権の部分もございます。これは米の概算金や圃場等の関係を考慮して、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額等と推察しております。

また、畑については、単独での契約はないものの、田と同一契約の中で○○○及び○○○○○○○○の設定がなされているものや使用貸借の部分もございます。これも契約者双方の意向を反映した妥当な契約金額等と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
茂木委員。

茂木委員　　３番茂木です。
ちょっと聞きたいんですけれども、３０ページ、２７番からの○○○○の案件で、新規が７件と、あと同じ住所になっておる○○○○○○○という方、同じ名字なので親父さんだと思うんだけれども、その人の分の移転が９件載っておるんだけれども、これはどういうあれですか。年金受給とかなんとかで、これに係るんなら、わかるんだけれども、そういう説明も何もないで、ただ、ばあんとこういうふうなあれで、そこら辺教えてください。

参　与　　この方は８４歳ということで、そろそろ息子さんに経営を移譲したいということで、農業者年金とは関係なく、単に後継者の方に経営を移譲するというものでございます。
それで、賃借権の借りていた農地につきましては、今回、賃借権の移転ということで書かれております。あと、たまたま、ことし、更新の年に当たっておりましたものが、地域で後継者の方が新規で借りるという形になっております。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番から８番及び１１番並びに１３番から１６０番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番から８番及び１１番並びに１３番から１６０番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成３０年１月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

１０３ページをごらんください。
今回は２法人から報告がございました。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市飯田字家ノ前５１番地、農事組合法人大曲、代表理事、伊藤徳則。
２番、大仙市角間川町字木内１１３番地、農事組合法人かくまがわ、代表理事、鎌田敏之。
以上、２法人からの報告でございます。
詳細につきましては、１０４ページ以降にありますので、ごらん願います。
結果、２法人とも農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしております。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かありませんか。

参　与　　次回の総会についてでございます。
第８回の農業委員会総会の会場は、また、ここの神岡農村環境改善センターでございます。
きょうは皆さん、寒いと思いますけれども、この次も多分寒いと思います。何とか上着を着ながら、暖かい格好でいらしていただければありがたいと思います。
日にちは２月７日を予定してございます。詳しい部分については、また後から皆様に通知を差し上げたいと思います。
それから、２月の総会について、農業振興地域の整備計画の変更について上程される予定でございます。これにつきましては、農業委員さんは当然ですけれども、農地利用最適化推進委員の方々についても全員ご出席していただいて、内容について見ていただければありがたいと思いますので。推進委員の方々からの参加も予定してございます。ちょっとまた、狭くなると思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　皆さんのほうから何かありませんか。
齋藤委員。

齋藤委員　　すみません。私事で申しわけございません。
先月１日に国会のほうに、要請活動のために進藤金日子先生に会いに議会に行きました。その帰りに少し脳梗塞にかかりまして、お見舞いをいただきまして、本当にあ

りがとうございます。皆さんからもいろいろなご心配をかけまして、どうもすみませんでした。今、現在、言葉が出ないときがございまして、それ専任でリハビリをしてございます。どうぞこれからもご支援よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして第７回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

（午前１０時２８分　閉会）